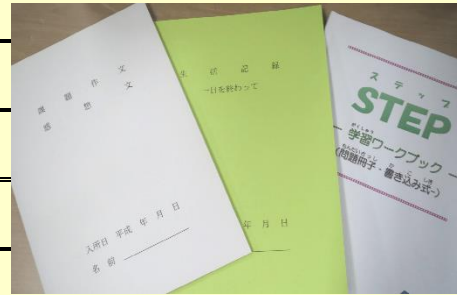


◎標準日課表

時間	内容
7:00~7:30	起床・点呼・洗面・清掃
7:30~8:40	朝食・休憩・身辺整理
8:40~9:00	図書交換
9:00~11:30	運動・貼り絵・入浴など
11:30~12:00	余暇時間
12:00~13:00	昼食・休憩
13:00~16:30	室内運動・課題作文・絵画・貼り絵など
16:30~18:00	夕食・休憩
18:00~19:00	録音放送・日記記入
19:00~20:50	余暇時間（テレビ視聴）
20:50~21:00	就寝準備・点呼
21:00~	就寝



◇日課表に定められているほかに、面接調査、テスト、診察など、少年ごとに必要に応じてさまざまな日課・生活があります。

松山法務少年支援センター
～青少年心の相談室～

子育てや子どもの教育・指導のことで何かお困りでしたら、非行問題に限らず、お気軽にご相談ください。臨床心理学やその他の専門的知識を持った者が相談に応じ、各種の心理検査のほか、助言やカウンセリング等を行っています。

～受付～

土日・祝日・年末年始を除き、午前9時から午後5時まで相談を受け付けています。（午後零時から同1時までを除く。）まずは、お電話ください。

TEL : 089-952-2846

面談を希望される場合は、あらかじめ、電話で日時をご予約ください。また、電話のみによるご相談にも応じています。

◎相談料は無料です。※相談内容や個人情報等の秘密は固く守られます。

松山少年鑑別所



〒791-8069
松山市吉野町3860
TEL (089) 952-2841

【交通案内】
JR：三津浜駅から東へ徒歩10分
JR：松山駅から車で15分
車：松山自動車道松山I.C.から30分

《少年鑑別所とは》

少年鑑別所は、非行のある少年を收容し、心身の鑑別を行う法務省の専門施設です。その業務は大きく以下の3つに分かれます。

- ①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと
- ②観護措置が執られて少年鑑別所に收容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと
- ③地域社会における非行及び犯罪防止に関する援助を行うこと

昭和24年の少年法及び少年院法の施行により発足し、現在は平成27年に施行された少年鑑別所法（平成26年法律第59号）に基づいて業務を行っています。各都道府県庁所在地など、全国に52施設あります。

《鑑別とは》

鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技能に基づき、鑑別対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すことです。

鑑別は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、少年院の長又は刑事施設の長などの求めに応じて行います。

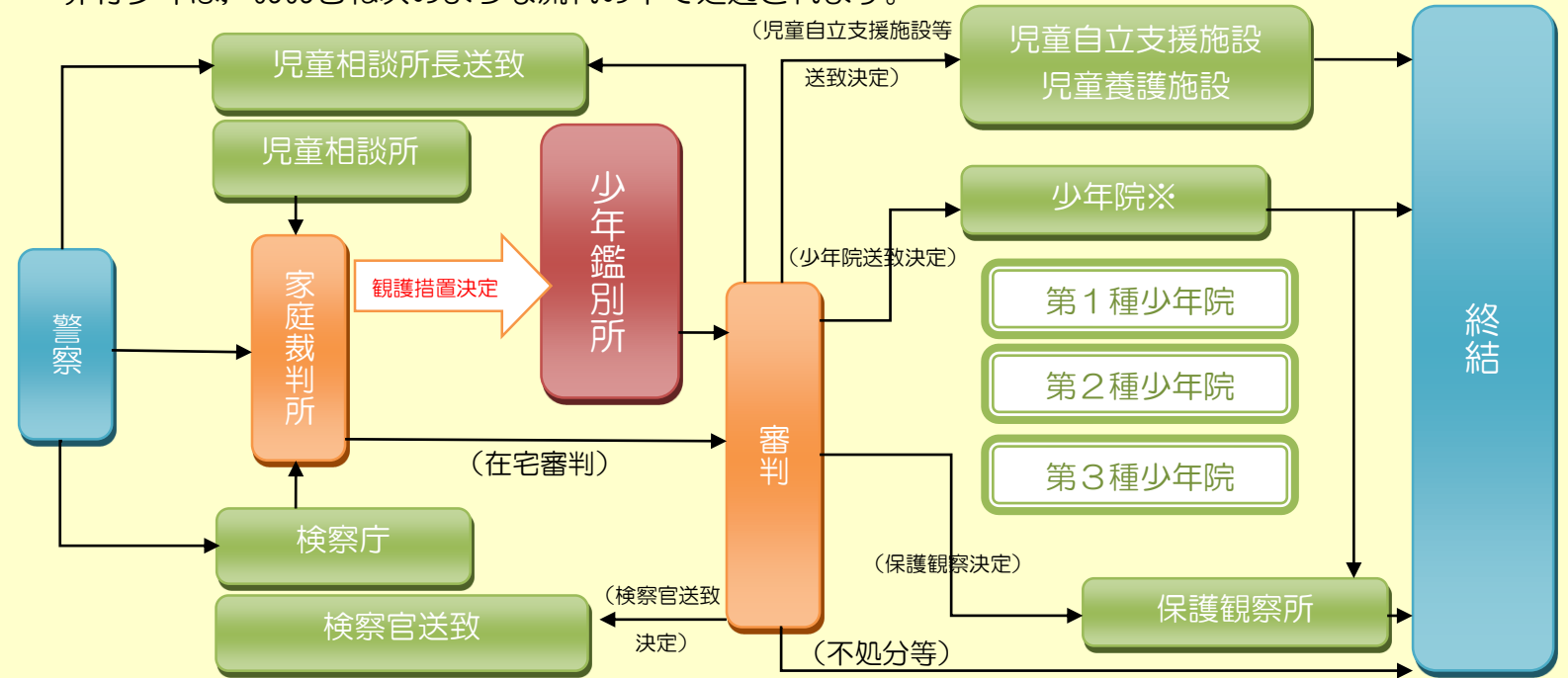
《鑑別の進め方》

少年鑑別所に入所した少年に対する鑑別の進め方については右記を参照してください。鑑別の方法は、面接・テスト・行動観察などがあります。

対象となる少年の特性に応じて個別式の心理検査や精神医学的検査・診察を行います。また、行動観察には、在所中の日常生活場面における行動の特徴等を観察する通常の行動観察と、課題作文や絵画、はり絵の作成など意図的に場面を設けてそこでの行動を観察する意図的行動観察があります。

《非行少年の処遇の流れ》

非行少年は、おおむね次のような流れの中で処遇されます。



※少年院には、このほかに少年院において刑の執行を受ける16歳未満の者を收容する第4種少年院があります。

《鑑別の進め方》 (観護措置による收容期間：おおむね4週間。最長で8週間)

